

2021年7月29日

各位

旧姓による預金口座取引の取扱開始について

株式会社十六銀行（以下「当行」といいます。）は、働きやすい社会づくりの一環として、ご希望の方に旧姓による口座開設の取扱いを開始いたしますので、下記のとおりお知らせします。

本件は、内閣府が関係各省と連携のもと取組みを進める、女性活躍の視点に立った制度等の整備における「旧姓の通称としての使用の拡大」およびSDGsの目標を推進する活動に呼応するものです。

当行は今後も、すべての人が働きやすい環境の整備に取り組んでまいります。

記

1. 取扱開始日

2021年8月2日（月）

2. 取引種類

預金取引のみ

※マル優、投資信託、公共債、融資をご利用のお客さまは対象外となります。

3. ご提示いただく本人確認書類

旧姓が併記された以下のいずれかをご提示ください。

- ・マイナンバーカード
- ・運転免許証
- ・住民票
- ・登記事項全部証明書（登記の役員名に旧姓併記がある場合）

4. 受付場所

全店店頭窓口での取扱いとなります。

5. その他

- （1）本人確認書類の旧姓併記は、お住いの市区町村への申請が必要となります。
- （2）本件は、男性・女性問わず、すべてのお客さまが取扱い可能です。

以上

【本件ご照会先：経営企画部 広報・IR室 TEL 058-266-2511】